

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の改正を求める意見書

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(以下、「障害者虐待防止法」という。)」は、平成24年10月1日の施行から9年が経過した。障害者虐待防止法の施行により、障害者虐待の防止に関する理解は着実に進み、相談・通報件数は年々増加傾向にある。しかし、令和2年3月には神戸市内の精神科病院における看護師らによる患者への集団虐待など痛ましい事件が発生するなど障害者虐待事件は後を絶たない。また、新聞報道等によれば、この事件を受けて厚生労働省が行った全国調査では、虐待が起きた病院が自治体に通報したケースが半分以下といわれている。障害者に対する虐待は障害者の尊厳を損なうものであり、いついかなる場所であっても断じて許すことはできない。

今後、障がい者への虐待を根絶していくためには、国などで行われている障害者虐待防止・権利擁護研修制度の拡充や取組参考例の周知を更に進めることとともに、精神科病院など医療機関においても、障害者福祉施設などと同様に、虐待発見時の通報義務の対象の拡大や、通報した者に不利益等が及ばないよう保護的な措置を講じることなど、障害者虐待防止法の改正が必要だと考える。

よって、本市議会は国会及び政府に対し、下記の事項が速やかに実現されることを強く要請する。

記

- (1) 障害者虐待防止法に規定する虐待発見時の市町村への通報義務の対象に、「医療機関従事者による障害者虐待」を加えるとともに、通報者に関する保護を規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月22日

春日市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣